第１号様式の４（第７条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | | | |
|  | | | | | | 計画認定申請 |  |
| 手数料額計算書  （建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第１項の規定による申請）  １　申請の対象とする範囲　　　　　　建築物全体（複数建築物の認定）  ２　計画の評価方法　　　　　　　　　住宅部分：  (該当する□にレを記入)　　　　 □　誘導仕様基準　　　□　誘導仕様基準以外  　　　　　　　　　　　　　　　　　　非住宅部分：  　　　　　　　　　　　　□　モデル建物法　　　□　標準入力法等  ３　手数料額の計算 | | | | | | | |
|  |  | | | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | |  |
| 申請建築物  （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計  □共用部分を除く | m2 | 別表　三の三の㈠の  ⑵のイ  円(a) | 別表　三の三の㈡の  ⑵のイ  円(A) | |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　三の三の㈠の  ⑵のロ  円(b) | 別表　三の三の㈡の  ⑵のロ  円(B) | |
| 合計 | m2 | (a)＋(b)  円 | (A)＋(B)  円 | |
|  | 他の建築物 | 合計 | m2 | (c)  円 | (C)  円 | |  |
| 合計　　　　　　　　　　　　　　円  （注意）  　１　「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。  　２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第２項の規定に  基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加え  る。  　３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー  消費性能の向上等に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。  　４　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価す  る場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。  　５　金額(c)及び(C)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。  　６　本様式に別紙を添付すること。 | | | | | | | |

(日本産業規格Ａ列４番)

別紙

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 手数料額計算書（他の建築物）  　手数料額の計算 | | | | | | |
|  |  | | | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |  |
| 他の建築物  （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計  □共用部分を除く | m2 | 別表　三の三の㈠の  ⑵のイ  円(a) | 別表　三の三の㈡の  ⑵のイ  円(A) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　三の三の㈠の  ⑵のロ  円(b) | 別表　三の三の㈡の  ⑵のロ  円(B) |
| 小計 | m2 | (a)＋(b)  円 | (A)＋(B)  円 |
| 他の建築物  （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計  □共用部分を除く | m2 | 別表　三の三の㈠の  ⑵のイ  円(a) | 別表　三の三の㈡の  ⑵のイ  円(A) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　三の三の㈠の  ⑵のロ  円(b) | 別表　三の三の㈡の  ⑵のロ  円(B) |
| 小計 | m2 | (a)＋(b)  円 | (A)＋(B)  円 |
| 他の建築物  （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計  □共用部分を除く | m2 | 別表　三の三の㈠の  ⑵のイ  円(a) | 別表　三の三の㈡の  ⑵のイ  円(A) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表　三の三の㈠の  ⑵のロ  円(b) | 別表　三の三の㈡の  ⑵のロ  円(B) |
| 小計 | m2 | (a)＋(b)  円 | (A)＋(B)  円 |
| 他の建築物 | 合計 | | 円(c) | 円(C) |
| （注意）  　１　「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。  　２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。  　３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー  消費性能の向上等に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。 | | | | | | |

（日本産業規格Ａ列４番）